

**豊橋市民病院  
初期臨床研修プログラム【歯科】**

2021年4月1日



## 【目次】

1. 施設名：豊橋市民病院（単独型臨床研修施設）	1
2. 施設の沿革・特徴	1
3. 病院の理念	1
4. 病院の基本方針	1
5. 規模	1
6. 病床数	2
7. 施設の概要	2
8. 研修組織	2
8.1. 研修管理委員会	2
8.2. 研修委員会	2
9. 研修指導体制	3
9.1. 研修管理者	3
9.2. プログラム責任者	3
9.3. プログラム責任者の役職・氏名	3
9.4. 指導医（責任指導医、指導医）	3
9.5. 上級医	4
10. 研修プログラム修了	4
10.1. 研修修了時の評価	4
10.2. 研修修了後の進路	4
11. 研修医	4
11.1. 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法	4
11.2. 出願手続	4
12. 処遇（令和2年度）	5
13. 歯科医師臨床研修プログラムの目的と特徴	6
13.1. 目的	6
13.2. 特徴	6
14. 到達目標	7

14.1. 基本習熟コース .....	7
14.2. 基本習得コース .....	8
15. 研修の期間割 .....	9
16. 研修内容 .....	9
17. 研修管理委員会名簿<歯科> .....	10
18. 歯科研修医 研修実績集計 .....	11
19. 総合評価の記録.....	14
20. 歯科医師 到達目標 .....	16

## 豊橋市民病院初期臨床研修プログラム

### 1. 施設名：豊橋市民病院（単独型臨床研修施設）

開設者名：豊橋市（豊橋市長 佐原 光一）

管理者名：豊橋市民病院長 加藤 岳人

所在地：〒441-8570 豊橋市青竹町字八間西 50 番地 Tel (0532)33-6111

（JR 豊橋駅よりバスで約 10 分）

### 2. 施設の沿革・特徴

明治 21 年豊橋市民病院は私立豊橋慈善病院として開院。昭和 7 年豊橋市へ移管され、当地方の基幹病院として地域住民の医療福祉の向上に努めてきた。平成 8 年 5 月施設の老朽化、狭隘化により新市民病院として現在地へ新築移転し、平成 28 年 4 月現在、診療科 37 科、病床数 800 床（うち感染病床 10 床）を備えた総合病院として生まれ変わり、東三河の基幹病院として一般医療をはじめ救急・高度・特殊医療を安心して提供できる病院を目指している。

### 3. 病院の理念

信頼に応える技術、人に優しい思いやりのある心、地域に開かれた安らぎのある病院であること

### 4. 病院の基本方針

- 1) 地域に開かれた信頼のある病院、患者に優しい思いやりのある医療を目指します。
- 2) 地域の基幹病院としてふさわしい高度な医療を提供するとともに、特殊医療、救急医療等を積極的に受け持ちます。
- 3) 基幹病院としての役割を担いながら、他の医療機関との間の有機的な連携のもとに当院の行すべき医療活動を推進します。
- 4) 医学及び医療技術の研鑽に努めるとともに、医学・医療の進歩に寄与します。
- 5) 研修医、医学部学生、看護学生、コメディカル、救急救命士などの教育を積極的に行います。
- 6) 地域住民の保健知識の普及に努め、健康増進活動に参加します。
- 7) 公共性と経済性を考慮し、健全な病院経営に努めます。
- 8) 安全医療の推進に努めます。

### 5. 規模

敷地面積 92,204.52 m<sup>2</sup>

建物延面積 63,130.92 m<sup>2</sup>

（鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上 9 階）

## 6. 病床数

一般病床	780 床
結核病床	10 床
感染症病床	10 床

## 7. 施設の概要

歯科医師数	: 7 名 (内指導歯科医師数 3 名)
ユニット・チェア数	: 5 台
病床数	: 800 床 (内歯科病床数 8 床)
令和元年度 1 日平均入院患者数	: 709 名 (内歯科入院患者数 7 名)
令和元年度 1 日平均外来患者数	: 2,002 名 (内歯科外来患者数 75 名)

## 8. 研修組織

### 8.1. 研修管理委員会

役割：臨床研修の実施を統括管理する機関であり、研修プログラムと研修医の総括的評価を行う委員会。詳細は研修管理委員会要綱に定める。

資格：院長、副院長、事務局長、プログラム責任者、院外の歯科医師、有識者から構成する。

- 任命
- 1) 任命は院長が行う
  - 2) 終了 退職等
  - 3) 中止 不相当と判断した場合

### 8.2. 研修委員会

役割：豊橋市民病院における医師（歯科医師を含む。）としての卒前臨床実習、卒後臨床研修に関する事項を所掌するための院内委員会。詳細は研修委員会要綱に定める。  
年に 3 回、研修管理委員会に先立って開催する。

資格

- 1) 各科診療科代表、院長、副院長、医局長、コメディカル（看護局、薬局、診療技術局）代表。
- 2) 研修委員長、副委員長を定める。

- 任命
- 1) 任命は院長が行う
  - 2) 終了 退職等
  - 3) 中止 不相当と判断した場合

## 9. 研修指導体制

### 9.1. 研修管理者

役割：研修の修了、中断を判断し、臨床研修修了証、臨床研修中断証を発行する。

資格：施設管理者である院長が研修管理者となる。

### 9.2. プログラム責任者

役割：研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行う者。資格 指導医であること。

任命 1) 任命は院長が行う。

2) 終了 退職等

3) 中止 不相当と判断した場合

### 9.3. プログラム責任者の役職・氏名

歯科口腔外科第一部長 嘉悦 淳男

### 9.4. 指導医（責任指導医、指導医）

役割：指導医は研修医のプライマリ・ケアの診療能力を高めるよう研修医を指導する。

1) 臨床研修の到達目標の達成状況を把握する。

2) 臨床結果の評価を行い、研修医評価シートに入力し、別紙歯科研修医研修実績集計へ記載する。

研修委員会、研修管理委員会に参加し直接研修状況を報告する。

資格：指導医は研修医にプライマリ・ケアの診療能力を高めるための指導が求められているが、以下の条件をすべて満たしていること。

1) 当院常勤の歯科医師であること。

2) 臨床経験 5 年以上（初期研修期間を含む）であること。

3) 規定（政発第 0318008 号平成 16 年 3 月 18 日）の指導医講習会を受講し受講証明があること。

任命 1) 任命は院長が行う

任命状とともに発行される指導医の身分を証明するシールを名札に貼付して明示する。

2) 終了 退職等

3) 中止 不相当と判断した場合

指導医が短期間不在の場合の対応

同じ診療科に複数の指導医がいる場合は、他の指導医に依頼をする。指導医が 1 名の場合は上級医に依頼する。

## 9.5. 上級医

役割 1) 上級医は研修医よりも臨床経験の長い医師とする。指導医の指導監督下で研修医を直接指導する。

2) 指導医が不在の場合に最上級医は指導医の代わりを務める。

3) 1 年次がカルテ記載を行った場合は電子カルテシステムを利用して記載内容を確認する。

資格：対象となる研修医より上級の医師とする。

任命：上級医の努めと考え任命は行わない。

その他：指導医が不在の場合には、医長以上の上級医が指導に当たる。

## 10. 研修プログラム修了

### 10.1. 研修修了時の評価

1) 総括的評価を研修委員会、院長が行う。

2) 研修管理委員会が修了認定の可否について最終評価を行う。

3) 未修了と判断される場合は、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に準ずる。

### 10.2. 研修修了後の進路

1) 本人の希望があり当院の認める者は、さらに専門的な診療能力を習得するために専攻医制度へ進むことができる。大学院進学、他の医療機関での更なる研修を希望する場合は進路選択の相談に応じ、必要時には推薦状を交付する。

2) 研修修了後 5 年間の進路を把握する。

## 11. 研修医

### 11.1. 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法

1) 歯科医師臨床研修マッチングシステムに従い年 1 回の募集を行う。

2) 筆記、小論文、適性検査、面接による試験を行い定数分の採用を行う。

### 11.2. 出願手続

応募資格： 歯科医師国家試験合格（見込み）者

出願書類： 履歴書、卒業証明書又は卒業見込証明書、成績証明書

選考方法： 筆記試験、適性検査、面接等

出願締切日：7 月初旬（ホームページで掲載）

選考日： 8 月中旬

令和 3 年度研修開始日：令和 3 年 4 月 1 日

応募連絡先・資料請求先：豊橋市民病院 卒後臨床研修センター

〒441-8570 豊橋市青竹町字八間西 50 番地

TEL 0532-33-6330 (内線 3618) FAX 0532-33-6177

令和元年度における研修修了者数：1 名

令和 3 年度募集予定人員：1 名

研修歯科医の主な出身大学名：愛知学院大学、東北大学、朝日大学、  
広島大学、九州大学

## 12. 処遇（令和 2 年度）

1) 身分：任期付正規職員

2) 勤務時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（週休 2 日制）

3) 給与・手当：報酬月額 337,600 円/月

※この中には、診療手当、通勤手当、期末手当相当額を含む。

上記のほか、実績に応じ時間外勤務手当相当分を支給する。

4) 当直業務：研修歯科医については、原則として当直業務は行わない。

5) 休暇：豊橋市民病院医務嘱託員の規定に従い以下の休暇を取得することができる。

① 年次有給休暇 1 年に 20 日間（1 年次の未取得分は 2 年次に合算する。）

② 夏季休暇 5 日間/年（6 月 16 日～9 月 30 日の間で取得する。）

③ その他、忌引休暇など 随時管理課職員担当へ問い合わせること。

なお、研修内容を充実させるために研修プログラムとして、以下の条件を満たすことが望ましい。

- ・ 到達目標の達成に支障がないと該当科責任指導医が判断できる場合。
- ・ ひとつの研修カリキュラムの中で取得できる休暇の合計は、平日研修期間の合計の 2 割までとする。
- ・ 休暇と土日・祝日を組み合わせることは認める。
- ・ 連続して 2 日間を超えて取得する場合はひとつのカリキュラム内で 1 回のみとし、初めの 1 週間（月曜日～日曜日）を除く。
- ・ 1 週間以上前に責任指導医の最終判断を得て、卒後臨床研修センターへ事前に報告する。

6) 社会保険：

健康保険 愛知県都市職員共済組合

厚生年金 加入

7) 健康管理：

① 定期健康診断（年 2 回実施）

② 予防接種 B 型肝炎ワクチン（HBs 抗体価 30m I U/mL 以下の場合）  
インフルエンザワクチン接種

③ メンタルヘルスケア 時間外勤務時間の合計が 80 時間/月以上の場合、産業

医の面談を希望することができる。また、豊橋市職員健康相談室が利用できる。

④ 針刺し事故等は「院内感染対策マニュアル」に従う。

8) 歯科医師賠償責任保険：任意にて（社）全国自治体病院協議会の勤務医賠償責任保険に加入することができる。

9) 学会への参加：研修歯科医は外部で開催される学会、研究会へ参加することができる。  
なお研修歯科医が発表を行う場合、管理課庶務担当への事前申請により参加費・交通費が支給される。

10) 公舎：有

## 13. 歯科医師臨床研修プログラムの目的と特徴

### 13.1. 目的

将来の進路にかかわらず歯科診療に関する必要かつ基本的な知識、技能及び態度を習得することを目的とする。本プログラムの臨床研修目的は以下の通りである。

- (1) 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者の問題を社会的、心理的に捕らえ、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- (2) 診断、検査、治療についての基本的な知識と技術を身につけ、全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- (3) 臨床歯科医に求められる各領域にわたる初期臨床についての能力を身に付け、歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- (4) 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- (5) 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。また、救急医療及び診療上の偶発的な事態に効率的かつ適切に対処できる能力を身につける。
- (6) 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- (7) 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。修了後も常に研修意欲を持ち、生涯研修する態度を身につける。
- (8) 臨床歯科医師に必要な基本的知識と技術を習得し、併せて歯科医師としてふさわしい態度と責任を養い歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

### 13.2. 特徴

- (1) 医科臨床研修との連携を重視し、2年研修を行う。
- (2) 国民から望まれる歯科医師となるべく、幅広い研修を行う。
- (3) 救急医療から、口腔機能のリハビリテーションに至る（即ち急性期医療から慢性期医療までの）基本的技術を習得する。
- (4) 愛知学院大学歯学部と密接に連携し、研修修了後の専門教育との一貫性を保つ。

## 14. 到達目標

### 14.1. 基本習熟コース

#### (1) 医療面接

医療面接の知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

- ① コミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病歴聴取を的確に行い、記録する。
- ③ 患者の心理・社会的背景に配慮し、患者・家族に必要な情報を提供する。
- ④ インフォームドコンセントの構築。
- ⑤ 患者のプライバシーを守る。
- ⑥ 患者の心身における QOL に配慮し、患者教育と治療への動機付けを行う。

#### (2) 総合治療計画

総合計画の立案に必要な能力を身に付ける。

- ① 医療情報を適切に収集する。
- ② 基本的な診察・検査により所見を判断し、得られた情報から診断する。
- ③ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示し、十分な説明により患者の自己決定を確認する。
- ④ 一口腔単位の治療計画を作成する。

#### (3) 予防・治療基本技術

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

- ① 基本的な予防法・治療法の手技を実施する。
- ② 医療記録を適切に作成・管理する。

#### (4) 応急処置

応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

#### (5) 高頻度治療

高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

- ① 齲蝕・歯髄疾患・歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ② 抜歯の基本的な処置を実践する。
- ③ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

## (6) 医療管理・地域管理

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

- ① 保険診療を实践する。
- ② チーム医療を实践する。
- ③ 地域医療に参画する。

## 14.2. 基本習得コース

### (1) 救急処置

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度および技能を修得する。

- ① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ② 服用薬剤の副作用、全身疾患の歯科診療上のリスク、全身的合併症への対処法を説明する。
- ③ 一次救命処置を实践し、二次救命処置の対処法を説明する。

### (2) 医療安全・感染予防

医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を修得する。

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③ 医療過誤について説明する。
- ④ 院内感染対策を説明し、实践する。

### (3) 経過評価管理

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を修得する。

- ① リコールシステムの重要性を説明する。
- ② 治療の結果を評価し、予後を推測する。

### (4) 予防・治療技術

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

- ① 専門的な分野の情報を収集し、体験する。
- ② POS に基づいた医療を説明する。
- ③ EBM に基づいた医療を説明する。

## (5) 医療管理

広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- ③ 適切な放射線管理を実践する。
- ④ 医療廃棄物を適切に処理する。

## (6) 地域医療

地域医療についての知識、態度及び技能を修得する。

- ① 地域歯科保健活動を説明する。
- ② 歯科訪問診療を説明し、体験する。
- ③ 医療連携を説明する。

## 15. 研修の期間割

研修期間は2年間とする。

1年次（研修期間は4月から翌年3月までとする。）

2年次（研修期間は4月から翌年3月までとする。）

## 16. 研修内容

1年次：医科の卒後研修医とともに内科、外科、麻酔科、救急外来、放射線科などの各科をローテーションにより10ヶ月間研修を受ける。その後、歯科医師臨床研修の到達目標に沿った研修を行う。期間中に歯科医師として必要な基本的知識、技術態度を学ぶ。

2年次：厚生労働省の歯科医師臨床研修の到達目標の全ての項目について習得する。  
ある症例では重点的かつ専門的に研修させ、将来の専門分野に入っても十分やっ  
いける基礎を身につける。さらに生涯研修を続けるだけの意欲と姿勢を身につける。

### ※ 研修を実施するに当たり、特に工夫していること。

- (1) 歯科疾患が歯牙に限局した疾患として捕らえるのではなく、歯科は医業であることを研修させる。
- (2) 救急医療から口腔機能のリハビリテーションに至る広い視野に立って研修させる。
- (3) 画像診断では、MRI、CT、超音波、シンチグラムの診断を研修させる。
- (4) 具体的到達目標で、歯科医師として必要な項目を広く研修させる。

## 17. 研修管理委員会名簿〈歯科〉

令和2年度 研修管理委員会委員名簿〈歯科〉			
役 職	役 職 名	氏 名	備 考
委員長	院 長	加 藤 岳 人	
副委員長	副 院 長	小 山 典 久	研修委員長
委 員	歯科口腔外科第一部長	嘉 悦 淳 男	歯科プログラム責任者
委 員	医療法人 松崎病院 会長	松 崎 進	
委 員	医療法人 義興会 可知記念病院 院長	村 田 善 晴	
委 員	豊橋市歯科医師会 会長	松 井 和 博	
委 員	学 識 経 験 者	大 須 賀 俊 裕	
委 員	看 護 局 長	間 瀬 有 奈	
委 員	事 務 局 長	山 本 和 敏	

## 18. 歯科研修医 研修実績集計

◆研修修了項目に「○」を記入

※修得することが望ましい項目	研修医名	指導者名				研修医自己評価				指導医評価			
		修得	体験	介助	見学	修得	体験	介助	見学	修得	体験	介助	見学
基本的診察法													
※	問診												
※	全身の観察												
※	口腔外の診察												
※	口腔内の診察												
※	概形印象および研究用模型による検査												
	成長発育の診察												
基本的検査法													
※	歯周組織検査												
※	齲蝕検査												
※	歯髄検査												
※	エックス線検査												
	M R I 検査												
	C T 検査												
	超音波検査												
	核医学検査（シンチグラムなど）												
	顎口腔機能検査												
	血液検査												
	止血機能検査												
	循環機能検査												
	呼吸機能検査												
	末梢神経機能検査												
※	顎顔面および口腔内写真の撮影												
	金属アレルギー検査												
	尿検査												
基本的治療法													
※	滅菌法、消毒法												
※	齲蝕活動性軽減処置												
※	ラバーダム防湿法												
※	印象採得												
※	補綴物、修復物の除去												
※	窩洞形成、支台歯形成												
※	咬合採得												
※	齲蝕病巣の除去ならびにそれに対する修復処置												
※	象牙質知覚過敏症に対する処置												
※	歯髄処置												
※	根管処置												
※	支台築造、歯冠修復												

※修得することが望ましい項目

		研修医自己評価				指導医評価			
		修得	体験	介助	見学	修得	体験	介助	見学
※	歯周病の治療								
※	抜歯								
※	消炎処置								
	その他の口腔外科処置								
	注射法								
※	局所麻酔法								
	全身麻酔法								
	歯の欠損に対する架工義歯による補綴治療								
	有床義歯の装着								
※	咬合調整								
	顎関節症に対する治療								
	ブラキシズムに対する治療								
	MTM								
救急処置									
※	救急蘇生法								
※	歯科治療時の全身的合併症とその対処法								
	感染対策としての医療事故への対処法								
	誤嚥に対する処置								
患者・家族と良好な人間関係									
※	インフォームド・コンセント								
	小児患者に対する歯科治療								
※	高齢者に対する歯科治療								
※	全身疾患を有する患者に対する歯科治療								
	障害（児）者に対する歯科治療								
	要介護者に対する歯科治療								
	歯科心身症や歯科恐怖症患者に対する歯科治療								
	感染症を有する患者への対応								
	患者の療養生活指導ならびに栄養指導								
※	歯科病棟入院患者の管理								
予防措置と保健管理									
※	齲蝕予防と管理								
※	歯周病の予防と管理								
※	不正咬合の状態の把握と患者への説明								
	定期管理計画の作成と実施								
	集団に対する歯科保健指導、歯科衛生指導								
チーム医療									
	他院等へのコンサルテーション								
※	他科、他施設への患者の医療情報提供								
	チーム医療								
	保護者、介護者、付添家族とのチーム医療								

※修得することが望ましい項目

		研修医自己評価				指導医評価			
		修得	体験	介助	見学	修得	体験	介助	見学
医療記録									
※	診療録								
※	処方箋								
	歯科技工指示書								
	検査指示書								
	医療情報提供書								
	診断書および死亡診断書								
	保険レセプト								
	継続療養証明書								
医療における社会的側面									
	関係法規、保健医療等の制度								
	地域歯科保健活動								
	訪問歯科診療								
	医の倫理								
	医療従事者の自己管理								
	医療事故（医療過誤、院内感染）								
	放射線管理、医療被曝と障害								
	経営管理								
	医療情報の収集								
	情報開示								
	個人情報管理（守秘義務）								
診療計画・評価									
※	POSに立脚した治療方針、治療計画の立案								
※	症例の提示、要約（カンファレンスでの発表）								
※	検査結果、治療結果の要約と記載								
※	治療結果ならびに予後の判定								
その他									
		計							

## 19. 総合評価の記録

	研修医自己評価	指導医評価
1. 基本習熟コース		
1-1. 医療面接		
コミュニケーション・スキルを実践する。		
病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）の聴取を的確に行う。		
病歴を正確に記録する。		
患者の心理・社会的背景に配慮する。		
患者・家族に必要な情報を十分に提供する。		
患者の自己決定を尊重する。（インフォームド・コンセントの構築）		
患者のプライバシーを守る。		
患者の心身における QOL（Quality of Life）に配慮する。		
患者教育と治療への動機づけを行う。		
1-2. 総合診療計画		
適切で十分な医療情報を収集する。		
基本的な診察・検査を実践する。		
基本的な診察・検査の所見を判断する。		
得られた情報から診断する。		
適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。		
十分な説明による患者の自己決定を確認する。		
一口腔単位の治療計画を作成する。		
1-3. 予防・治療基本技術		
基本的な予防法の手技を実施する。		
基本的な治療法の手技を実施する。		
医療記録を適切に作成する。		
医療記録を適切に管理する。		
1-4. 応急処置		
疼痛に対する基本的な治療を実践する。		
歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。		
修復物・補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する基本的な処置を実践する。		
1-5. 高頻度治療		
齲蝕の基本的な治療を実践する。		
歯髄疾患の基本的な治療を実践する。		
歯周疾患の基本的な治療を実践する。		
抜歯の基本的な治療を実践する。		
咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。		
1-6. 医療管理・地域医療		
保険診療を実践する。		
チーム医療を実践する。		
地域医療に参画する。		

	研修医自己評価	指導医評価
2. 基本習得コース		
2-1. 救急処置		
バイタルサインを観察し、異常を評価する。		
服用薬剤の歯科診療に関する副作用を説明する。		
全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。		
歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。		
一次救命処置を実践する。		
二次救命処置の対処法を説明する。		
2-2. 医療安全・感染予防		
医療安全対策を説明する。		
アクシデント及びインシデントを説明する。		
医療過誤について説明する。		
院内感染対策（Standard Precautions）を説明する。		
院内感染対策を実践する。		
2-3. 経過評価管理		
リコールシステムの重要性を説明する。		
治療の結果を評価する。		
予後を推測する。		
2-4. 予防・治療技術		
専門的な分野の情報を収集する。		
専門的な分野を体験する。		
POS（Problem Oriented System）に基づいた医療を説明する。		
EBM（Evidence Based Medicine）に基づいた医療を説明する。		
2-5. 医療管理		
歯科医療機関の経営管理を説明する。		
常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。		
適切な放射線管理を実践する。		
医療廃棄物を適切に処理する。		
2-6. 地域医療		
地域歯科保健活動を説明する。		
歯科訪問診療を説明する。		
歯科訪問診療を体験する。		
医療連携を説明する。		

## 20. 歯科医師 到達目標

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
<b>1 歯科医師臨床研修「基本習熟コース」</b>  【一般目標】 個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身につける。  <b>1-1 医療面接</b>  【一般目標】 患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身につけ、実践する  【行動目標】 (1)コミュニケーションスキルを実践する。 (2)病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴)聴取を的確に行う。 (3)病歴を正確に記録する。 (4)患者の心理・社会的背景に配慮する。 (5)患者・家族に必要な情報を十分に提供する。 (6)患者の自己決定を尊重する。 (インフォームドコンセントの構築) (7)患者のプライバシーを守る。 (8)患者の心身における QOL(Quality Of Life)に配慮する。 (9)患者教育と治療への動機付けを行う。	外来もしくは入院 初診カルテの完成	2症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、その指導下に研修歯科医が診療を行う	(1)～(9)まで一連の流れで担当したものを1例とする。	必要症例数を経験することが必要
	治療、手術、検査 について同意書を作製して説明する				
<b>1-2 総合診療計画</b>  【一般目標】 効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合診療計画の立案に必要な能力を身につける。  【行動目標】 (1)適切で十分な医療情報を収集する。 (2)基本的な診察・検査を実践する。 (3)基本的な診察・検査の所見を判断する。 (4)得られた情報から診断する。 (5)適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。 (6)十分な説明による患者の自己決定を確認する。 (7)一口腔単位の治療計画を作成する。	初診から患者を担当し、診察、検査を進め診断し、治療方針を決めてカルテ及び同意書を記入し、患者に説明する。	2症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、診察から治療計画の作製までを行い、上級歯科医の確認を得る。	(1)～(7)まで一連の流れで担当したものを1例とする。	必要症例数を経験することが必要

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
<b>1-3 予防・治療基本技術</b> 【一般目標】 歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身につける。 【行動目標】 (1) 基本的な予防法の手技を実施する。 (2) 基本的な治療法の手技を実施する。 (3) 医療記録を適切に作成する。 (4) 医療記録を適切に管理する。	口腔衛生指導を行う。 薬物塗布処置 必要なカルテを記載し、電子的に保存する。	1症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、その指導下に研修歯科医が診療を行う。	(1)(2)は各1例ずつとする。 (3)(4)は一連の流れで行う。	必要症例数を経験することが必要
<b>1-4 応急処置</b> 【一般目標】 一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身につける。 【行動目標】 (1) 疼痛に対する基本的な治療を実践する。 (2) 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。 (3) 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。	①麻酔 ②鎮痛剤の処方 ①縫合処置 ②副子もしくはダイレクトボンディングによる固定処置 ①脱離歯冠修復物もしくは補綴物の処置 ②破損義歯への対応	各1症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、その指導下に研修歯科医が診療を行う。	それぞれの項目で1例ずつ	必要症例数を経験することが必要
<b>1-5 高頻度治療</b> 【一般目標】 一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身につける。 【行動目標】 (1) 齶蝕の基本的な治療を実践する。 (2) 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。 (3) 歯周疾患の基本的な治療を実践する。 (4) 抜歯の基本的な処置を実践する。 (5) 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	レジンもしくはインレー修復 覆トウもしくは抜髄 スケーリング処置 普通抜歯 義歯の作製もしくは修理調整	各1症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、その指導下に研修歯科医が診療を行う。	それぞれの項目で1例ずつ	必要症例数を経験することが必要

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
<b>1-6 医療管理・地域医療</b> 【一般目標】 歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身につける。 【行動目標】 (1) 保険診療を実践する。 (2) チーム医療を実践する。 (3) 地域医療に参画する。	電子カルテへのコスト入力 ①他の医療職への指示ができる。 ②カンファレンスへの参加 院外保健活動への参加	各1症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、その指導下に研修歯科医が診療を行う。	それぞれの項目で1例ずつ	必要症例数を経験することが必要
<b>2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」</b> 【一般目標】 生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する。 <b>2-1 救急処置</b> 【一般目標】 歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。 【行動目標】 (1) バイタルサインを観察し、異常を評価する。 (2) 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。 (3) 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。 (4) 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。 (5) 一次救命処置を実践する。 (6) 二次救命処置の対処法を説明する。	モニター下の診療 手術予定患者の診察・評価を行いカンファレンスで提示する。 ①静脈路の確保を行う。 ②酸素の投与を行う。 歯科麻酔医の指導を受ける。	各1症例 各1症例 1症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、その指導下に研修歯科医が診療を行う。 歯科麻酔担当上級医の指導を受ける	それぞれの項目で1例ずつ	必要症例数を経験することが必要
<b>2-2 救急処置</b> 【一般目標】 円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。 【行動目標】 (1) 医療安全対策を説明する。 (2) アクシデント及びインシデントを説明する。 (3) 医療過誤について説明する。 (4) 院内感染対策(Standard Precautionsを含む)を説明する。 (5) 院内感染対策を実践する。	院内医療安全講習会を受講し、日々の診療で実践する。 院内感染対策講習会を受講し、日々の診療で実践する。	受講 各1回以上	院内講習会を開催する。	受講の出席1回以上	受講の出席状況の確認

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
<b>2-3 経過評価管理</b> 【一般目標】 自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。 【行動目標】 (1)リコールシステムの重要性を説明する。 (2)治療の結果を評価する。 (3)予後を推測する。	退院サマリを作製し、患者に指導、説明する。	各1症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、その指導下に研修歯科医が診療を行う。	一連の流れで担当したものを1例とする。	必要症例数を経験することが必要
<b>2-4 予防・治療技術</b> 【一般目標】 生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。 【行動目標】 (1)専門的な分野の情報を収集する。 (2)専門的な分野を体験する。 (3)POS(Problem Oriented System)に基づいた医療を説明する。 (4)EBM(Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。	入院治療計画書を作製し、説明から治療まで症例を担当する。	1症例	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、診療をその指導の下で行う。	一連の流れを担当したものを1例とする。	必要症例数を担当することが必要
<b>2-5 医療管理</b> 【一般目標】 適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。 【行動目標】 (1)歯科医療機関の経営管理を説明する。 (2)常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。 (3)適切な放射線管理を実践する。 (4)医療廃棄物を適切に処理する。	レセプトの確認 文献の検索、収集 フィルムバッジの適切な交換 ハザードボックスの使用		オリエンテーションにて集団指導する。必要に応じ、上級医が指導する。		オリエンテーションの修了
<b>2-6 地域医療</b> 【一般目標】 歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。 【行動目標】 (1)地域歯科保健活動を説明する。 (2)歯科訪問診療を説明する。 (3)歯科訪問診療を体験する。 (4)医療連携を説明する。	地区の保健活動への参加	1回	上級歯科医と共に地域の保健活動に参加する。		参加確認
	病床への訪問診療 ポータブルユニット使用 診療情報提供書作製	各1例ずつ	上級歯科医が研修歯科医に患者を担当させ、その指導下に診療を行う。	各1例ずつ	必要症例数を担当することが必要